はじめに

近年、飲酒運転をした公務員に対する懲戒免職処分が厳しすぎるなどの理由で、裁判所で取り消される例がみられる。その例として、酒気及び運転で検挙された市立小学校の教頭に対する免職処分が違法とした事例を、説明していく。

事案概要

本件は、秋田県公立小学校教員（当時は教頭)であった原告が飲酒運転を理由に秋田県教育委員会（被告）懲戒免職処分を受けたことから、処分に裁量権の逸脱もしくは濫用があるとして、この処分の取り消しを求めた事案である。

主文

1. 秋田県教育委員会が平成22年5月6日付けで原告に出した免職処分を取り消す。
2. 裁判費用は被告の負担とする。

懲戒免職処分までの流れ

　原告は、平成22年2月2日午後8時から10時まで、自宅でお酒を飲んだ。午後11時30分ごろ就寝した。次の日の午前6時32分ごろに警察のアルコール検査で規定以上のアルコールが検知されて、検挙された。同日から自宅待機を指示され、10日に教頭職を解かれ秋田県教育委員会事務職員に補された。そして、秋田県教育委員会は、同年5月6日、地方公務員法33条に違反するとして、同法29条1項により免職処分を行った。

この裁判の争点と判旨

1. 秋田県教育委員会が定めた懲戒処分基準(以下、本件基準)が違法かどうか
2. 1.が違法でないと認められた場合、本件処分の違法性があるかどうか
3. 飲酒運転は重大な事故を引き起こす可能性のある危険な行為で、近年、飲酒運転を理由とした事故が発生している。飲酒運転に対し、厳しくしていく社会要請もあり、全国で厳罰化が進められ、道路交通法もより厳しく改正している。社会全体の奉仕者である公務員は飲酒運転を慎むべきものとし、とりわけ、児童と接する教育公務員はそのような姿勢がより強く求められる。加えて、秋田県では飲酒運転の規範意識が低く、根絶に取り組んできた。しかし飲酒運転が度々起きて、県民の信頼が大きく失う可能性があるとして段々と厳しくしていった。このようなことから、本件基準は社会観念を著しく妥当を欠いているということはできない。つまり、本件基準は違法ではない。
4. 飲酒運転(故意又は過失の程度)を認識していたかが重要である。しかし、原告は飲酒から約8時間30分経ってからアルコールが検知されたというものである。また、起床後の体調は普段と変わらず、酒気が残っているという自覚はなかった。この点から故意又は過失の程度が大きいということができない。さらに本件行為の結果で事故が起きていない。よって刑事処罰を受けていない。そのことと、原告にこれまで懲戒・分限処分の前歴がなく、同種前歴もうかがわれない。加えて、24年間勤務して、多くの実績を残し、校長からの仕事評価も高い。勤務先の小学校の児童の保護者らからの信頼もあるのが分かる。これらのことから、原告が教育公務員、さらに教頭という管理監督者の立場であると考えても、本件の免職処分は社会観念を著しく欠くものと言わざるを得ない。

結論

　本件において量定を軽減すべきであったのであって、そのような考慮をすることなく免職処分としたのは裁量権の逸脱した違法な行為である。よって、原告に理由があるからこれを容認して、主文のとおり、秋田県教育委員会が出した免職処分を取り消す。かつ、裁判の費用は秋田県教育委員会（被告）とする。

私見

　公務員の飲酒運転に対する処分はやや厳しいと考える。つまり、秋田県の公立小学校の教頭の酒気帯び運転に対する免職処分で争った裁判の判決は良いものだと考えた。

なぜなら、その人の人柄や過去に交通事故があるかどうか、仕事の評価を見ることは、その人がどのような人であるかを考える重要な判断材料であり、それゆえその事は大事であり、たとえ全体の奉仕者である公務員であっても例外ではないと考えているからである。故意かどうかを第三者が判断するのには、人柄や勤務態度からが分かりやすいと思った。いや、初めて会う人だから、そこからしか判断できないのかもしれない。

しかし、人柄だけでなく、車に乗る必要が本当にあったかどうかも重要になってくる。その例として宮崎県都築市の元職員の飲酒運転の事案がある。そこでは、徒歩でも帰れる距離であったということから、乗る必要がなかったという点が重視された。その人がどんなに勤務態度がよくても、酒気帯び運転を故意でしたと判断されたなら、問題外だ。

確かに公務員は、全体の奉仕者であり、また、特に教育公務員は児童を含めた他の手本である。それゆえ、しっかりとした行動が必要で、間違った行動をしたなら厳しい罰を与えなければならないのかもしれない。

しかしながら、公務員と言っても人間であり、間違いをすることもあるだろう。故意ならば、厳しく罰するべきだが、そうでないならば、そその人の人柄や勤務態度などを考慮して、しっかりした対処が必要ではないだろうか。